SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

発達障害児を対象としたサテライト方式の通級による指導の取り組み

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター 公開日: 2017-05-24 キーワード (Ja): 通級による指導, 発達障害, サテライト方式 キーワード (En): 作成者: 大塚, 玲, 大川, 純子, 清水, 直子, 石川, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00010155

〈実践報告〉

発達障害児を対象としたサテライト方式の通級による指導の取り組み

大塚　玲*　大川純子**　清水直子***　石川　誠****

Satellite Resource Rooms for Children with Developmental Disabilities

Akira OTSUKA　Junko OHKAWA　Naoko SHIMIZU　Makoto ISHIKAWA

要　旨

本研究では，静岡市内の小・中学校において実施されている発達障害を対象としたサテライト方式の通級による指導の取り組みの実態を整理することによって，サテライト通級の成果と課題を明らかにし，通級による指導の望ましい在り方について考察することを目的とした。本研究の調査対象である 3 校の小・中学校いずれも，保護者の送迎が通級の障壁となっている児童生徒に対して，自校で通級指導を受けられるようにさせたいという学校や通級担当者の思いがサテライト開設の大きな動因となっていた。通級担当者にとって，指導している児童生徒の在籍学級での様子を観察できたり，学級担任と協力して迅速に問題に対応できることが成果としてあげられた。サテライト校の教員にとっては，通級担当者に通級以外の気になる児童についても相談にのってもらえることがあげられた。一方で，通級担当者と保護者が関わる機会が減り，家庭との連携や保護者の理解が進みにくいという課題が指摘された。また，持ち運べる教材・教具に制約があるなど指導上の課題も指摘された。サテライト通級をさらに拡大していくためには，現時点での課題に対する具体的な方策を検討するとともに，今後を見越して専門性の高い担当者をいかに養成していくかを考えていく必要性がある。また，特別なニーズのある児童生徒が市内のどこの学校に在籍していても必要な指導を受けることができるように，市内全域を視野に入れた通級の仕組み作りの必要性が示唆された。

キーワード：通級による指導　発達障害　サテライト方式

1. はじめに

2016 年 5 月 20 日，第 37 回教育再生実行会議は第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」を取りまとめ，安倍首相に提出した。同提言では発達障害がある子どもたちの教育の充実の必要性が言及され，通級による指導については担当する教師に係る定数の計画的・安定的な充実や，高等学校での通級による指導の制度化などが盛り込まれた。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2016）が作成した特別支援教育資料（平成 27 年度）によると，2015 年 5 月 1 日現在，通級による指導を受けている小学生は 80,768 人，中学生は 9,502 人，合わせて 90,270 人であった。このうち，学習障害，注意欠陥多動性障害，自閉症を対象にした通級指導教室に通う小学生は 35,095 人であり，通級による指導を受けている小学生の 43.5％を占めている。それに対して同様の障害を対象にした通級指導教室に通う中学生は 6,891 人であり，通級による指導を受けている生徒の 72.5％を占めている。情緒障害を対象とした通級指導教室にも自閉症などの発達障害のある児童生徒が指導を受けている実態を考慮すると，さらに多くの発達障害のある児童生徒が通級による指導を受けていると考えられる。また，学習障害と注意欠陥多動性障害が新たに通級による指導の対象となった 2006 年度に指導を受けた学習障害の小学生は 1,195 人，中学生 156 人，注意欠陥多動性障害の小学生は 1,471 人，中学生 160 人，自閉症の小学生は 3,562 人，中学生 350 人で，この 3 障害を合わせた数は小学生 6,228 人，中学生 666 人であった（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，2007）。すなわち，2006 年度に比べて 2015 年度に通級による指導を受けた自閉症などの発達障害のある小学生の数は 5.6 倍に，中学生は 10.3 倍にも増加しており，発達障害のある児童生徒に対する通級による指導へのニーズの高まりが認められる。

ところで，静岡県においても 2006 年度に初めて学習障害，注意欠陥多動性障害，自閉症等の発達障害を対象とした通級指導教室が県内 4 校の小学校に開設された。それ以降，その数は徐々に増加し，2016 年度静岡県内の小学校には学習障害を対象とする通級指導

*　静岡大学教育学部
**　静岡市立宮竹小学校
***　静岡市立番町小学校
****　静岡市立大里中学校

教室が35教室，注意欠陥多動性障害を対象とする通級指導教室が37教室，自閉症を対象とする通級指導教室が41教室，中学校には学習障害・注意欠陥多動性障害・自閉症を対象とする通級指導教室がそれぞれ7教室設置されている。

静岡県内の小学校に開設されている発達障害を対象とした通級による指導を調査した大塚・石田（2013）によれば，通級指導教室は子どもの自信や意欲の回復と情緒的な安定をもたらしたり，学級担任や在籍学校，保護者への支援をしたりするだけでなく，通級指導教室の担当教員が主体となって特別支援教育に関する研修会を行ったり，保護者や地域の小学校に対する理解・啓発のために情報を発信したりして，地域の特別支援教育の推進の中心として重要な役割を果たしていることが認められた。一方で，自校通級に比べ他校通級が多いため，保護者の送迎が不可能な場合は通級の制度を利用できない，放課後の指導に希望が集中し，保護者の要望通り日程を組むことができない，担当教員が勤務時間を超えて指導を行わなければならないケースがあるなどの課題を抱えていることも明らかになった。

こうした問題を解決するための一つの方策として，静岡県では2011年度よりサテライト方式による通級による指導が開始された。サテライト方式とは，通級担当教員が本務校である通級指導教室設置校とは別の学校等（以下，サテライト校とする）に定期的に出向き，指導を行う形態である。サテライト校は通級による指導の対象となる児童生徒が複数在籍している学校に設定されることが多く，通級担当教員が児童生徒の在籍校に出向いて指導するという点では巡回指導と似ている。しかし，サテライト校で指導するのはそこに在籍する児童生徒だけでなく，他校の児童生徒が通ってくる場合もあり，通級指導教室の第2の拠点となるという点で，巡回指導とは異なる（大塚・村上, 2015）。

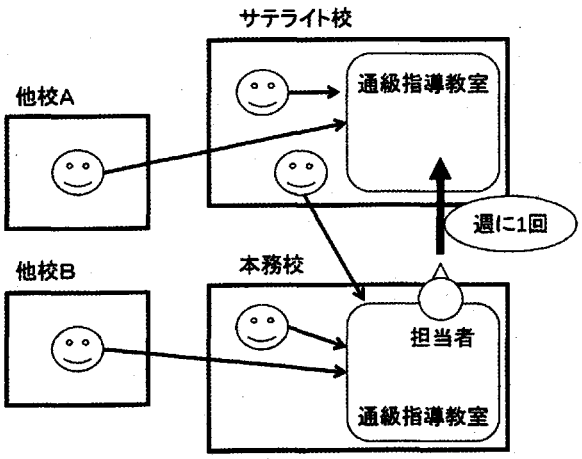

図1　本務校とサテライト校の模式図

静岡県におけるサテライト方式による通級による指導は，2011年度に通級指導教室を設置する小学校4校の通級担当教員によって開始され，2012年度に新たに3校，2013年度にさらに4校と，サテライト校を開設する通級指導教室設置校が徐々に増え，年々そのニーズは高まっている。

2013年に静岡県におけるサテライト方式の通級による指導の実態を調査した大塚・村上（2015）によれば，担当教員の7割以上が，その成果として児童・保護者の移動時間の負担が少なくなったことや，保護者の送迎が不要になったこと，在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーター，管理職との連携がとりやすくなったことをあげている。他方，担当教員の7割以上が，サテライト校へ行く準備や移動時間など担当教員の負担が大きいことと教材・教具の不十分さを課題として指摘していることが明らかになった。さらに，今後もサテライト方式の通級指導教室が増えることが望ましいか否かを担当教員17人に尋ねたところ，「はい」と答えた者と「いいえ」と答えた者が共に2人ずつで，「どちらともいえない」と答えた担当教員が13人であった。サテライト方式は，保護者の都合で通級指導教室に通えない子どもに対しても，必要な指導や支援を行うことができるため，そのメリットを感じることはできるが，移動や準備，慣れない環境での指導など担当教員の負担が大きい。また，保護者の送迎が不要であることから，児童の保護者と担当教員が直接関わる機会が減り，家庭との連携に関して不安を感じている担当教員も多くいることが指摘されている。

今後，インクルーシブ教育システムの構築が推進されていくなかで，通級による指導へのニーズはますます高まっていくものと考えられる。それゆえ，通級指導教室が現在抱えている課題について早急な対応が必要であり，静岡県で展開されているサテライト方式はその1つの解決策になりうる貴重な知見を提供するものと思われる。

そこで本研究では，発達障害の児童生徒を対象としたサテライト方式による通級による指導を担当している静岡市内の3名の教員（小学校2名，中学校1名）の取り組みの実態を整理することによって，サテライト通級の成果と課題を明らかにし，通級による指導の望ましい在り方について考察することを目的とした。

Ⅱ．静岡市立Ａ小学校

(1) サテライト実施までの経緯

静岡市の南西部に位置するＡ小学校は，学級数が1学年3学級ほどの規模の小学校である。Ａ小学校では，2014年度から2016年度現在までサテライト方式の通級指導教室が開設され，第2筆者は3年間，そこで通級担当者として関わってきた。

Ａ小学校学区から第２筆者が勤務する通級指導教室設置校であるＤ小学校までは，公共交通機関の便が悪く，通級するとなると，保護者の自家用車での送迎で片道 20～30 分かかるという不便さを抱えている。通級による指導が望まれる児童のなかには，学校・家庭・通級指導教室ともに個別指導の必要性を認めながら保護者の都合で通えない児童や，午後の授業中の取り出しを希望しない児童もおり，こうしたことがＡ小学校にサテライト方式の通級指導教室を開設するきっかけとなった。

サテライト方式の通級指導教室を開設に当たっては，通級のための教育相談の後，両校（Ａ小学校とＤ小学校）の校長，Ａ小学校の特別支援教育コーディネーター，通級担当者，保護者の間で在籍校（Ａ小学校）での支援体制や通級での指導内容，サテライト通級の意義について確認し合った。その後，2～3 月に申請書類等を準備し，4 月に校長名で市教育委員会に提出した。新年度になって，市教育委員会より通級指導教室設置校（Ｄ小学校）の通級担当者である第２筆者に兼務命令の文書が届き，Ａ小学校において通級による指導を開始することが可能となった。

毎年，年度当初に通級担当者は担当区内の小学校 18 校の特別支援教育コーディネーターと打ち合わせを行っている。その折にＡ小学校の特別支援教育コーディネーターとは前年度（2013 年度）に話し合った内容についてもう一度確認した。さらに，通級指導の対象児童の在籍学級での授業参観や，Ａ小学校でサテライト指導を行う教室の確認なども行った。また，学校体制のなかで日常的に行う支援と，通級指導で行える指導内容は，実際にやっていく中で整理していくことが話し合われた。通級指導の対象児童や保護者，担任の悩み，指導中の表れなどを情報交換するための時間の確保についても，管理職に理解を求めた。幸い，Ａ小学校の校長や特別支援教育コーディネーターが，特別支援教育や校内支援体制作り（支援会議やそのメンバー，個別の支援計画作成）に対して高い関心と理解をもっていたため，通級指導は支援の一つの方法として学校内でも好意的に受け入れられ，手続きや話し合いはスムーズに行うことができた。

(2) サテライト校での指導

第２筆者の本務校であるＤ小学校には発達障害を対象とする通級指導教室が設置されており，4 名の教員が通級による指導を担当している。このうちサテライト校での指導を担当しているのは第２筆者のみであり，あとの３名はもっぱらＤ小学校において指導を行っている。

サテライト校担当者は，通級担当として 18 年の経験を有する。先述したようにＡ小学校でのサテライト指導には３年間関わっている。Ａ小学校でのサテライト１年目（2014 年度）は週１回，午後まで指導を行った。２年目（2015 年度）は隔週で午前中に指導を行った。２年目にＡ小学校での指導時間が減少したのは，その年にＡ小学校の他に３校でサテライト指導を行ったためで，通級担当者は週に２日をサテライト指導の日として４校を巡回した。３年目（2016 年度）も同様に隔週で，午前中に指導を行った。他に１校でサテライト指導を行い，週に１日をサテライト指導の日として巡回した。

Ａ小学校で担当した児童は，2014 年度が５名（２年生２名：注意欠陥多動性障害，４年生１名：自閉症，５年生２名：学習障害），2015 年度が４名（３年生１名：学習障害，４年生１名；学習障害，６年生２名：学習障害），2016 年度が２名（４年生１名：学習障害，５年生１名：学習障害）であった。指導時間は１人 45 分間の１単位時間である。

Ａ小学校での指導は会議室の一角を借りて行った。教室からは少し離れた場所にあり，静かで広い教室であるため，座って取り組む内容も体を動かして取り組む内容も扱うことができた。また，高学年の児童にとっては周囲の目を気にせずに来室できるため，学習環境としては恵まれた場所であった。Ａ小学校の好意で，教材の置き場所を確保してくれ，コピー機やある程度の文具の使用も許可された。

学習障害の児童には，各々に適した読み書きの方法を探り，在籍学級でも試してみるというプロセスを踏む指導を試みた。注意欠陥多動性障害の児童には，聞くことの指導や一定時間集中して取り組む課題を設定した。自閉症の児童には，ソーシャルスキルトレーニングや自己理解課題を行った。同学年の児童がいる場合には，２人で課題を一緒に行い，お互いのよさを認めたり違いに気づいたりするペア指導の機会を取り入れた。本務校のＤ小学校の通級指導教室では，3～6 人程度の少人数指導や，通常の学級の班学習に反映できるような課題も指導することができた。Ａ小学校の通級にもそのような指導を必要とする児童がいたが，サテライト校では複数の担当者でＴＴが組めないとか，同じようなニーズのある児童でグループを編成することが難しいといった制約があり，実施することができなかった。

一方，サテライト校では，自校通級のメリットを享受できる。生活の場で児童が感じている困り感を通級担当者が現場で掴むことができ，その理由や対処方法を考えたりすることがやりやすくなる。学級担任や特別支援教育コーディネーターのニーズも聞きやすく，支援方法も一緒に試してみることができる。コミュニケーションが苦手でトラブルを起こしやすい児童の場合は，通級担当者自身がトラブル前後の文脈や他の児童との関係性を理解でき，在籍学級内で児童に関わることもできた。

通級児童の保護者にはサテライト指導の開始にあたって，担当者からできるだけ指導を参観してもらいたいことや，保護者の日々の子どもへの関わりが重要であることを伝え，必要に応じて面談も行うようにした。このことは，学級担任や特別支援教育コーディネーターにも理解してもらい，学校の面談時にサテライト指導を話題にしてもらった。A小学校の保護者のうち3名は指導日に毎回来校し，わが子の指導の様子を参観したり，指導に参加してくれたりした。これらの保護者とは，子どもの特性，つまずき，成長，家庭での関わり方，進路，学校との付き合い方などを話題にして話をすることができた。来校できない保護者とは，学習カードやプリントに表れやお知らせを記入して連絡をとった。学校と共有したい内容や保護者の思いは，保護者または通級担当者から学級担任や特別支援教育コーディネーターに伝え，児童の支援に役立ててもらうこともあった。保護者の指導への理解や参加は，指導効果を上げる大きな要素であった。

A小学校に通級担当者が週1回または隔週出入りすることで，特別支援教育コーディネーターなどから通級児童以外の相談を持ちかけられることや学級全体に使える指導内容や教材を紹介してほしいと頼まれることが度々あった。指導が困難なケースには，管理職，学年主任や前担任，医療・福祉機関にも入ってもらい対応した。それらにはできるだけ在籍校で解決できるように動くことを心がけ，通級担当者は指導以外の比較的余裕のある時間や範囲で対応した。

(3) サテライト方式の成果と課題

まず通級児童や保護者にとっては，移動時間の負担がなく授業に振り替えて自校で指導が受けられるということがあげられる。しかし一方で，通級担当者と保護者，児童と保護者が関わる機会が減り，家庭との連携や児童理解が進みにくいという課題が残る。

学校にとっては，通級担当者との情報交換や相談の場が頻繁に，定期的に設定できたことが成果であるといえる。通級担当者を支援の協働者として認識し，通級指導に協力しやすいこともある。一方で，特別支援教育コーディネーターとの情報交換の場が日課によってもちにくいことがあったり，支援が通級担当者に任せきりになったりする可能性が高いことは課題といえよう。

通級担当者にとっては，児童の実態や学校の支援体制が迅速に把握でき，指導方針や指導内容の判断をつけやすかったというメリットがあげられる。一方で，今まで空き時間であった午前中の指導時間数は増えたが，午後の指導は本務校で通常通り行われるため，週持ち時間数の軽減にはならなかった。また，サテライト指導を行うための準備・片付け，移動時間など負担になることがある。持ち運びができる教材・教具が限られるため，個別のニーズに対応するための指導形態のバリエーションをもちにくいことも課題であった。

Ⅲ．静岡市立B小学校

(1) サテライト実施までの経緯

静岡市の中心部郊外に位置するB小学校は，学級数が1学年3～4学級ほどの規模の小学校である。第3筆者の勤務する通級指導教室設置校であるE小学校からは車で15分ほどであるが，公共の交通機関では，乗換えが必要で1時間近くかかってしまう。車で送迎できない家庭や，下に生まれたばかりの赤ちゃんがいる家庭，仕事が休めない家庭などが多く，サテライトのニーズが高かった。年度末にE小学校の通級担当者らによる次年度のサテライト候補校を検討する会議において，そうした理由が考慮され，B小学校がサテライト校として選定された。

B小学校がその後，市教育委員会より承認され，正式にサテライト方式による指導が開始されるまでの手続きや通級担当者の動きは，A小学校の場合とほぼ同様である。

(2) サテライト校での指導

サテライト校であるB小学校の通級担当者（第3筆者）は，小学校の通常学級に16年間，研修交流で聴覚特別支援学校に3年間勤務し，言語障害通級指導教室に6年，発達障害通級指導教室6年（前任校3年間，現在校3年目）のキャリアをもつ。E小学校には言語障害と発達障害を対象とした通級指導教室がそれぞれ設置されており，発達障害通級指導教室は第3筆者を含めて5名の教員が担当している。この5名は合わせて9校のサテライト校を分担しており，第3筆者はB小学校と他の1校でサテライト通級を担当している。

B小学校は第3筆者が転任する前年の2013年度からサテライト通級を実施しており，今年度（2016年度）で4年目となる。同校は，特別支援教育の体制作りを複数の特別支援教育コーディネーターで進めてきており，今年度は生徒指導部，研修部と共に学校生活および授業のユニバーサルデザイン化を推進している。B小学校は，サテライト通級の児童やE小学校への通級児童に加え，入級相談の申し込みも多いため，2016年度はB小学校のサテライト担当として第3筆者の他にもう1名加わることになった。その担当者は通級児童が増えた場合にすぐに指導が開始できるように，通級児童および相談児童の教室参観を中心に12月までに4日間，B小学校に勤務した。（実際には，保護者の送迎が可能な児童であったため，E小学校への通級児童は増えたが，サテライトでの通級児童は増えなかった）。年度当初，B小学校からの通級児童は13名であった。そのうち10名を第3筆者が担当し，サテライト校での通級児童はその中の3名であった。3

名とも学習障害の見立てや診断を受けており，そのうち 1 名は注意欠陥多動性障害の診断を併せ持つ 3，4，5 年の男児であった。

Ｂ小学校の指導教室には，通級児童の教室移動が楽な場所で，比較的静かな隅の空き教室を用意してもらった。半分は教材置き場として使われている教室で，半分のスペースにソファーが置かれた談話コーナーと指導机が置かれた学習コーナーという配置であった。4 月の説明会でお願いした通り，児童用の机，椅子各 4，黒板，鉛筆削り，ついたて，セロテープ，穴あけパンチ等の文房具が用意されていた。記録のために印刷室でコピー機を借りることができ，必要な場合は学校の iPad を借りて指導することもできた。

通級担当者はＢ小学校に，毎週水曜日の午前中に出張扱いで出かけている。始業前から学校に行き，朝の支度の様子を見たり，通級児童の学級での予定を確認したりしながら，校内を一巡し，特別支援教育コーディネーターや学級担任と手短に情報交換を行う。立ち話だったり，共に移動しながらであったりする。通級児童にその日に指導があることを確認することもある。

1 校時から 3 校時は，1 人ずつ取り出しの指導を行い，4 校時は記録のまとめと授業参観を行う。保護者との面談を行うこともあるし，Ｂ小学校の要請で保護者の理解が難しい注意欠陥多動性障害の傾向をもつ 6 年男児に 2 回ほど試しの指導を行ったこともあった。給食の時間に通級児童の在籍学級に行き，指導カードや学習したものを渡しながら学級担任と情報交換を行う。その後，特別支援教育コーディネーターと情報交換し，午後 1 時半過ぎにＢ小学校を出ることが多い。

学習障害のある児童については，児童が手がかりを見つけ，意欲的に読み，書き，算数の学習に取り組むことができるようにすることを目標に指導している。読み，書き，計算の苦手さに対する工夫を一緒に見つけ，それを学級で授業や家庭学習で試してもらい，学級担任や保護者に見届けてもらえるよう働きかけている。注意欠陥多動性障害のある児童には，自己コントロールの課題も指導した。いずれも時折，自己理解についてふれ，自己肯定感を高めていくことができるようにしてきた。

3 名のうち 1 名の保護者は，ほぼ毎回参観に来てくれていて，学力面・意欲面共に個別指導の成果を感じてくれていた。他の 2 名は仕事が休めないという理由で 3 か月に一度程度の参観であった。そのため，指導カードに表れを書いて，学習したものの一緒に渡し，電話で連絡を取り合うようにしている。学級担任にも指導カード等を見てもらっている。

(3) サテライト方式の成果と課題

サテライト方式のメリットは，児童および保護者にとって，学校での学習の一部（取り出し補充のような形）として指導を受けることができることである。サテライト校の職員にとっては，サテライト通級児童だけでなくその他の気になる児童について，集団の中での課題や必要な支援について相談しやすいといったこともあげられる。通級担当者は学級担任と課題を共有し，一緒に考えることができるし，時間をおかずに問題を解決することもできた。退級した児童や通級指導の必要性が感じられる児童について，学級での様子を観察したり，担任に助言をしたりすることができる。特別支援教育コーディネーターと学校の特別支援体制について常に相談することができ，活性化させることができたことも大きな成果といえる。

一方，課題は保護者が付き添わなくてよいため，保護者の意識としてお任せになってしまう場合があることである。保護者には毎回の指導カードで表れを記録して渡したり，電話で情報交換したりしているが，実際にその場で見てもらって一緒に学習したり，関わり方を理解してもらうのとは大きな違いがある。Ｂ小学校のサテライト通級の児童は，全員が学習障害であるので，学習支援の仕方を保護者と十分に共有できた方が効果が大きいと思われる。また，通級指導を受ける前に，学習のつまずきへのアプローチがわからず，母子関係を崩してしまっているケースがある。母子関係の修復と通級児童の自己肯定感の回復のため，保護者が家庭学習の場でどう関わったらよいか（たとえば声のかけ方一つであっても）を学んでもらえる機会がなくなってしまうことは担当者として残念であった。通級による指導が必要な児童やその保護者にとって，自校で通級指導を受けることができるのは大きなチャンスではあるが，「サテライトで指導を受けたい」と最初から希望する保護者に対して学校側は，保護者がサテライトの利便性だけに注目し，安易に学校任せ，通級任せにならないかと，懸念をもつこともあったようである。

サテライト方式は，将来的にどの学校にも通級指導教室（特別支援教室）が設置され，取り出し指導ができる（人がいる，場所がある）ようにしていくための布石になると期待できる。

Ⅳ．静岡市立Ｃ中学校

(1) 通級担当者について

静岡市には発達障害を対象とする通級指導教室を開設する中学校が 3 校あり，Ｆ中学校はそのうちの 1 校である。Ｆ中学校には第 4 筆者を含めて 2 名の教員が通級による指導を担当している。第 4 筆者は，小学校の通常学級と特別支援学級および特別支援学校を経験し，小学校での通級を 7 年担当した後，中学校の通級指導教室開設に伴い中学校での通級指導教室を担当することになった。もう 1 名の通級担当者は，中学校で

通常学級と特別支援学級および特別支援学校を経験し，本年度（2016 年度）から通級指導教室担当となった。

2016 年度は，通級生徒 42 人を担当者 2 名で担当している。指導は基本的に 50 分 1 コマで行う。担当者の本務校であるＦ中学校での指導は週 3 日（月，火，木）で個別指導 12 コマ（1 担当者あたり 8 人），グループ指導 3 コマ（ＴＴ）の指導を行っている。また，サテライト指導は週 2 日（水，金），5 校で 15 人の指導を状況に応じて 2 人で共同または分担して行っている。担当は，概ね固定しているが状況によっては交代することもある。一担当者あたり，週に 5〜8 コマの指導をしている。月曜日の放課後は学年別グループ指導の日としており，各学年月 1 回程度のグループ指導（2〜4 人）を行っている。対人スキル指導の場としてのグループ指導を勧めているため，約半数の生徒がサテライト指導と併用している。

(2) サテライト実施までの経緯

Ｃ中学校は，静岡市の西南部に位置し，住宅アパートが急増している地域にある，全校で 21 学級の規模の中学校である。昨年度（2015 年度），Ｆ中学校の通級担当者はサテライト指導を 4 校で試行的に開始した。仕事をしている保護者がほとんどのため，通級するために仕事を休まなければならないことが通級の障壁となっていることから，保護者の希望と在籍校の了解の元でサテライト指導を始めた。なかには，母親と一緒に通級することが嫌で通級を拒んでいた生徒が，自校でなら指導を受けてもよいと希望を伝えてきたこともあった。2015 年度当初は 4 校を週に 1 校ずつ回り，各校，月に 1 回程度のサテライト指導という形態であった。Ｆ中学校の通級指導教室は，静岡市では初めて通級指導教室を開設した中学校であった。しかし，3 年目とはなったものの中学校では通級指導教室の存在すらまだあまり知られていない状況だったので，通級指導教室の理解啓発も期待してサテライト指導を開始した。

Ｃ中学校でのサテライト実施の経緯は，以下のようなものであった。昨年度入級生徒の保護者の相談を受けた通級担当者が，入学校であるＣ中学校の当時の特別支援教育コーディネーターにサテライト方式の通級についての説明をし，Ｃ中学校で設置の検討をしてもらった。2 月後半に通級担当者がＣ中学校にサテライト設置に必要な手続き（場所，申請書類等）を説明に出向いた。3 月に通級指導教室設置校であるＦ中学校とＣ中学校の校長間で意思確認を行い，市教育委員会に申請した。

4 月 1 日に市教育委員会より通級指導教室設置校（Ｆ中学校）とサテライト校（Ｃ中学校）それぞれにサテライト教室に関する申請書類提出の要請があり，提出後 1 週間程度で市教育委員会からの兼務発令の書類が届き，Ｃ中学校での指導が公的に開始できることになった。

4 月初旬，通級担当者が通級対象区内の中学校（8 校）への挨拶回りの折に，Ｃ中学校の特別支援教育コーディネーターおよび学年主任と顔合わせをし，状況の説明と今後の見通しを伝え，正式時間割の決定した時点での連絡を依頼した。4 月中旬にＦ中学校において親子と面談をし，授業を抜けることについて本人の意思の確認と授業を抜けてもいい教科（週に 3 時間以上ある教科の中より）の希望を尋ねた。4 月下旬に学級担任および特別支援教育コーディネーターを対象に通級指導教室説明会を開催し，その折にもサテライト指導についての説明を行った。

指導は，2015 年度は特別支援学級の空き教室（通常学級の半分の広さ）で行った。教室には生徒用の机・椅子 6 セットと教卓，教師机が備えられていた。2016 年度は特別支援学級が増えたため，会議室を使うことになり，会議用の長机と折畳み椅子を使用した。

(3) サテライト校での指導

5 月連休明けからＣ中学校でサテライト指導を開始し，7 月までに 4 回の指導を行った。学級担任の空き時間には情報交換を行った。学級担任は通級生徒と保護者の了解を得て，本人の必要な学びのために授業中に別室で指導を受けることがあることをクラスの生徒に伝えてくれた。通級担当者は支援員とも情報交換をし，授業中の様子や実施している支援についての情報を得るとともに，本人の特性やそれに伴う必要な支援や指導について支援員に伝えた。

前期終了後にＣ中学校で支援会議が開かれ，保護者，特別支援教育コーディネーター，学年主任，学級担任，通級担当者で後期からの校内支援とサテライト指導について話し合いがもたれ，校内での週 2 回程度の取り出し指導と週 1 回のサテライト指導を行うことが了承された。

2015 年度は，前期は月 1 回で 5 回（5 コマ）の指導だったが，後期は上記の支援会議を経て基本的に週 1 回 2 時間の指導とした。後期は 13 回（26 コマ）の指導を行った。また，支援員から学習状況や取り出し支援の状況などを聞き指導の参考にした。以前は家庭学習をほとんどしていない状態だったが，短時間ではあるものの家庭で学習する日が出てきたとの報告を受けた。

指導はまず，通級生徒に近況を尋ねることから始める。ここでは，喫緊の課題や本人の興味・関心を把握するとともに，本人との関係を深めることを目的とした。本人は当初はあまりしゃべらなかったが，徐々に話すことが増え，自分の興味ある話題については生き生きと話すようになった。その後，学習の様子を聞きつつ直近の課題についての取り組み状況を聞き，助言

をした。後期は時間も増えたため，その日に取り組みたい学習も行った。

保護者とは，メールでのやり取りがほとんどである。1 年時は指導日の予告と近況についての質問に答えてもらうような形でのやり取りをしていたが，2 年になると様子については本人が語るようになったので，連絡事項を伝える程度になっている。年に 2 回，評価の報告を渡している。昨年度目標にしていた「困った時の対処法を身につける」「自分なりの学習の仕方を身につける」はいずれも進歩がみられた。

特別支援教育コーディネーターとは，時間の調整や担任，保護者への学習カードや各種文書の配布，集約の依頼等をする関係で，訪問時にはたいてい立ち話程度は行っている。必要に応じて相談や直接担任への報告や相談を行うこともある。

(4) サテライト方式の成果と課題

サテライト方式の最大の成果は，保護者が仕事などで送迎ができないため，通級による指導を断念せざるを得なかった生徒が，在籍校のC中学校で指導を受けることができるようになったことである。

通級担当者としては，サテライト校で担任等から得られる通級生徒の情報が格段に増えたことである。中学生になると生徒は自らのトラブルに関する情報を話すことは少ない。保護者も学校の情報について細かなことまで知らないことが多い。そのような折に学校からの情報を聞くことで喫緊の課題を指導に盛り込むことができる。また，保護者の情報も学校側が十分持っているとは限らないので，学校と保護者間の調整役にもなることができる。記録や電話連絡をするまでもないと思われるような小さなエピソードについての情報交換も積み重ねることで互いの信頼関係が強まり，協力体制が固まってくると思われる。

また，中学校の現場では未だ特別支援教育に関する適切な理解や対応についての温度差が大きい状態であるが，通級指導教室が対象生徒の指導や支援を伝えていくことで少しずつではあるが理解が広がっていると感じる。

一方で課題も少なくない。昨年度は通級生徒が指導を受けに来ないことが時々あった。本人が忘れていることがほとんどで，通級担当者が教室まで迎えに行ったこともあった。今年度は，通級日と時間帯について保護者・学級担任・特別支援教育コーディネーターにも紙媒体で渡し，前回の学習カードにも次回の指導日時を記入してもらっているが，それでも忘れることが皆無になることはない。基本的に学級にずっといる小学校の学級担任とは異なり，中学校の教員は時間単位で場所を移動する。学級の生徒とは朝のホームルームが確認をする機会となるが，連絡事項や突発事件対応で漏れることもある。日課変更がよくあり，学級担任が忘れてしまうことも珍しくない。教科担任にも通級指導があるので気をつけてほしいと依頼するが，なかなかそこまで意識するのは難しいようである。また抜けてくる教科の担任にその日の学習についての情報提供を依頼することも試みたが，その時間とタイミングが難しく継続できていない。

他校通級の場合は，保護者と指導開始前後に情報交換したり，必要に応じて相談したりすることができるが，サテライト校の場合には保護者との接触の機会を意図的に設定する必要がある。通級による指導にとって，保護者の理解は大事なポイントの一つとなる。ただ，小学校に比べ中学校では保護者の役割は積極的な支援から，見守る程度に変わってくるので必要に応じて学校の三者面談時等での情報交換を活用したり，2 か月に 1 回程度面談を設けたりするような形で補うこともいいのかもしれない。

V 考察

本研究の結果から，保護者が仕事などで送迎ができないため，通級による指導を断念せざるを得ない児童生徒に対して，自校での指導を可能にさせたいという学校や通級担当者の思いが，サテライト開設の大きな動因になっていることが認められた。また，保護者の送迎の可能性の有無にかかわらず、必要な児童生徒に通級指導が可能になることや、移動時間の負担がなく授業に振り替えて自校で指導が受けられるとことがサテライトの成果としてあげられている。しかし、こうしたことの背景には、静岡市には市立小学校 86 校、中学校 44 校あるにもかかわらず、発達障害を対象とした通級指導教室が小学校 4 校、中学校 3 校にしか設置されていないという実情がある。

国立特別支援教育総合研究所（2016）による発達障害のある児童生徒に対する通級指導教室の活用に関する全国調査によると，発達障害のある児童生徒のうち，通常の学級に在籍し通級による指導を受けている児童は 13.4%，生徒は 6.2%であった。これは発達障害のある児童生徒数の 2 割に満たない数であり，多くの児童生徒が通級による指導を受けていない状況にあることを報告している。一方で同調査では，市町村教育委員会が発達障害のある児童生徒の通級による指導の課題の第一位として最も多くあげていたのが「必要とする児童生徒に見合う通級指導教室の新設及び増設」であり，多くの市町村で通級指導教室の設置が十分でないと考えられている状況も明らかにしている。こうした結果から同報告では，全国的に通級指導教室の設置は十分とはいえない状況にあり，指導を必要としている児童生徒数に見合う教室の設置が急務であると指摘している。

2016 年度、静岡市において小学生 238 人，中学生 62 人が発達障害を対象とした通級指導教室通級で指

導を受けている（静岡市教育委員会学校教育課，2016）。2016 年 5 月 1 日現在の静岡市の小学生は 34,624 人，中学生 16,364 人である。単純に計算すると，発達障害として通級による指導を受けているのは静岡市内の小学生の約 0.7%，中学生の約 0.4%にすぎない。静岡市内の公立小・中学校に発達障害の診断や判断のある児童生徒がどれだけ存在するのかといったデータは公表されていない。そこで，2012 年 12 月に文部科学省から公表された「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において「学習面又は行動面で著しい困難を示す」小学生の割合である 7.7%，中学生の 4.0%を基準にすると，静岡市において発達障害のある児童生徒のうち，通常の学級に在籍し通級による指導を受けている児童は小・中学生共におよそ 1 割程度と推定される。発達障害が疑われる児童生徒すべてに通級による指導が必要だということではないが，わずか 1 割程度しか指導を受けることができていないと仮定すると，その数は明らかに少ないといわざるを得ない。

国立特別支援教育総合研究所（2016）は，「巡回による指導」が，通級指導教室の設置数が十分でなくても児童生徒が通級による指導を受けられる一つの仕組みであると述べている。加えて，「巡回による指導」は，児童生徒が在籍する学校で指導を受けられるメリットと共に，在籍する通常の学級の担任との密な連携や，在籍校職員への理解啓発の促進など多くのメリットがあることを報告している。これらの知見は本研究において 3 名の通級担当者が述べたサテライト通級の利点とほぼ同様ものである。また同調査は，「巡回による指導」の実施は，担当者の負担が増えることにつながるため，負担の軽減策についても検討されるべきであると指摘している。開始・終了の基準を明確にする，対象児童生徒の人数や終了年限を決める，担当者の指導時数の制限をする，巡回による指導を校務分掌に位置づける等の負担軽減の工夫の例をあげている。また，このような工夫の実施については，担当者が籍を置く学校のみでなく，行政と連動した対応が行われていたことも明らかにしている。本研究でもサテライト指導を行うための準備・片付け，移動時間など担当者の負担が述べられており，これらの点についての改善策を検討していく必要があろう。

富山県では通級担当者が巡回指導を行っていた学校を兼務校として，それぞれに通級指導教室を新設するという形態をとったことで，教室数が急増していった（杉瀬・川崎，2014）。2012 年度末には，小学校数 199 校の富山県に 104 の通級指導教室が設置され，841 名の児童が指導を受けるという結果につながった。しかしその一方で，杉瀬・川崎（2014）による担当者へのアンケート調査からは，十分な公的研修を保証されていないことや，指導を行うべき場所が確保されていなかったり，教材教具を準備するための予算措置がなされていなかったりと，研修や運営に関する不備を指摘する意見が多かったことが報告されている。

国立特別支援教育総合研究所の調査報告（2016）でも，通級指導教室の増設と共に重要なことは，担当者の養成と実態把握や指導・支援についての知識と実践を伴った専門性の担保であり，そのためには研修の機会が定期的に確保できるように整備されることが必要であると述べている。本研究の通級担当者はいずれも通級指導教室や特別支援学級等の経験が豊富な教員であり，公的な研修だけでなく自主的に研修の場を求める専門性の高い教員であった。そのため，本研究の担当者からは専門性確保についての話題は出なかったが，今後静岡市において通級指導教室やサテライト校をさらに増やしていく場合，新たに担当者となる教員の専門性の確保と養成は重要な課題となることが予想される。

また，静岡市のサテライト校の開設については，各通級指導教室設置校の担当者らの判断が、その可否を左右する大きな要因となっているが，今後は静岡市全体を俯瞰しながら計画的にサテライト校を配置していくためにも、行政との連携がより必要になると思われる。また，サテライト校での通級による指導を今後さらに機能させるためには，通級担当教員が地域の特別支援教育のセンター的役割を果たせるような市内全域を視野に入れた特別支援教育体制の仕組み作りも必要であろう。

文　献

国立特別支援教育総合研究所（2016）：発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究－通級による指導等に関する調査をもとに－．国立特別支援教育総合研究所

教育再生実行会議（2016）：第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」．首相官邸，http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai9_1.pdf（2016 年 11 月 26 日閲覧）．

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2007）：特別支援教育資料（平成 18 年度）．文部科学省，http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013/022.htm（2016 年 11 月 26 日閲覧）．

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2012）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について．文部科学省，http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm（2016 年 11 月 26 日閲覧）．

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2016）：特別支援教育資料（平成 27 年度）．文部科学省，http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373352_01.pdf（2016 年 11 月 26 日閲覧）．

大塚　玲・石田元美（2013）：静岡県における発達障害を対象とした小学校通級指導教室の現状と課題．静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇），63，55-70

大塚　玲・村上和穂（2016）：静岡県におけるサテライト方式の通級による指導の現状と課題．静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇），66，13-25

静岡市教育委員会学校教育課（2016）：静岡市の特別支援教育．静岡市教育委員会，https://gakkyo.shizuoka.ednet.jp/tokubetsushien/default.asp#pg42（2017 年 1 月 9 日閲覧）

杉瀬康仁・川崎聡大(2014)：富山県の通級指導教室の現状と課題．とやま発達福祉学年報，5，21-24.

付　記

本研究は，科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号：26381318，研究代表者：大塚玲）の助成を受けました。